

速報！さくらユウワ通信

令和6年分の年末調整の主な変更点 調整給付はどうか？

★令和6年分の年末調整では、年末調整時点の定額減税の額＝「年調減税額」を算出し、年間の所得税額の計算を行います！

①年調減税額は、定額減税の所得税分(本人 30,000 円)と(同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000 円)の合計額
この合計額を計算するには、給与所得者が、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります！

※申告書には『本人定額減税対象』・『配偶者定額減税対象』欄の記載が新たに追加されています！

※「所得金額」は、国税庁公表の「合計所得金額の記載についてのご注意」等を参照の上、記載してください。

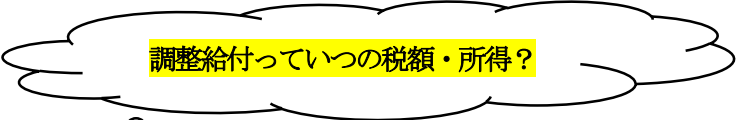
○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円 以下	(A)	定額減税対象
	<input type="checkbox"/> 900万円 超 950万円 以下	(B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円 超 1,000万円 以下	(C)	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円 超 1,805万円 以下	(D)	
定	<input type="checkbox"/> 1,805万円 超 2,400万円 以下	48万円	基礎控除の額
	<input type="checkbox"/> 2,400万円 超 2,450万円 以下	48万円	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円 超 2,500万円 以下	32万円	
			16万円

※「区分1」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

②年調減税額の控除は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となります！



●多くの自治体で10/31申請期限の調整給付金について

令和6年分の 所得税⇒令和6年1月1日～令和6年12月31日
令和6年度分の 住民税⇒令和5年1月1日～令和5年12月31日

年末調整で、令和6年分の所得税の年調減税を行った結果、給付に不足があった場合は令和7年以降の追加給付となる

例).1 給付 50,000 円、年末調整後の控除不足額 60,000 円の場合→10,000 円が不足調整給付として令和7年以降に給付される！

例).2 給付 50,000 円、年末調整後の控除不足額 40,000 円の場合→給付の方が 10,000 円多かった！
多く給付されたことになる(返還の義務はなし)

※扶養の変更等があった場合でも、年調減税額を正しく算出し、令和6年分の所得税の計算をすることで、調整給付に不足があった場合は令和7年以降の追加給付となります！

国税庁 HP 令和6年分 年末調整のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【進藤】